

資料5-1
資料5-2

ご説明資料

令和5年7月

- 要求基準8の観点からは、区域整備計画においてIR事業者の役員、主要な株主の氏名・住所等の明記が必要となる。
- その前提として、これら役員、株主が特定されていることが必要。

【要求基準8】 特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月18日)

- ① IR事業者の役員及び株主又は出資者について、
 - (i) カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことにつきこれらの者による表明・確約書、
 - (ii) 暴力団員等が含まれないことについて都道府県警察に照会し確認したことを示す書面、
 - (iii) 暴力団員等が含まれないことについて調査会社に調査を委託した場合にはその報告書、
- ② IR事業者において、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成するなど適切な措置を講ずる予定であることを明らかにする書類が添付されていなければならない。

【区域整備計画の記載項目】 特定複合観光施設区域整備法に基づく区域整備計画の認定に必要な事項等を定める告示(令和2年12月23日)

- ① IR事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② IR事業者の役員の氏名又は名称及び住所
- ③ IR事業者の役員等から暴力団員その他IR施設に対する関与が不適当な者を排除するために講ずる措置
- ④ IR事業者の主要株主等基準値^(※1)以上の数の議決権等の保有者^(※2)の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
- ⑤ IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者^(※2)ごとの株式又は持分の種類、数及びその割合並びに出資の金額

※1 主要株主等基準値:議決権 ⇒ 総株主又は総出資者の議決権の100分の5

株式又は持分 ⇒ 発行済株式(当該会社の有する自己の株式を除く。)又は出資の総数又は総額の100分の5

※2 IR事業者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権の保有者を含む。

- 長崎について、これまで行ってきた審査を通じて判明した情報をもとに、提出が必要となる情報と提出状況を整理すると、以下のとおり。
- 前頁で挙げた役員、株主等の情報については、長崎の区域整備計画では十分に記載されていない。
- これを踏まえ、長崎に対して、数か月以上の期間を設けて、それまでに十分な回答(提出)を求める最終期限として、必要な情報の提出を求めることとしたい。

※ 区域整備計画において、現在記載の役員のほかに「IR事業者の出資企業及び業務委託予定企業の経験を有する人材を役員に任命する」旨が、質問回答において、「資金調達先や調達方法を一部変更する可能性がある」旨が記載されていることから、当該変更後の情報について確認することとする。

【必要な情報の提出状況】 ○:提出済 △:一部のみ提出済 ×:未提出 -:提出不要

※細部の一部は精査中

		代表者or管理人 の氏名	役員の 氏名or名称	役員の住所	株主等の情報 (「議決権等の保有者 ごとの株式又は持分 の種類、数及びその 割合並びに出資の金 額」)
IR事業者	KYUSHUリゾートジャパン	○	△	△	△
主要株主等基準値 以上の数の議決権 等の保有者	Casino Austria International Japan (CAIJ) (出資者)	○	○	○	△
	■■■■■ (出資者)	○	○	×	-
	■■■■■ (出資者)	×	×	×	△
	■■■■■ (出資者)	×	×	×	-